

豊岡市中小企業奨学金返済支援事業補助金

公募要領

本公募要領を十分確認の上、応募してください。

【重要：県補助制度との連携について】

本補助金は、一般財団法人兵庫県雇用開発協会が実施する「中小企業奨学金返済支援制度事業補助金」（以下「県補助金」という。）の上乗せ補助として実施するものです。

本補助金の申請にあたっては、県補助金の交付要件、対象従業員の基準、申請期間等の詳細について、あらかじめ十分に確認してください。

1 事業の目的

従業員への奨学金返済支援制度を設け、奨学金返済のための金銭を支給する市内の中小企業を支援することにより、若年者の市内への就職促進及び企業の人材確保を図り、もって市内産業振興に寄与することを目的とします。

2 補助対象者の要件

(1) 補助対象者

対象者は、下記ア、イ又はウの中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第1項及び第2項第2号に規定する中小企業者。以下同じ。）で、以下の要件をすべて満たす者とします。

- ・ 市内に本社又は本店を置く個人又は法人であること
- ・ 県補助金の交付を受けていること
- ・ 従業員に対し奨学金返済支援制度を設けていること
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 労働関係法令その他法令に違反していないこと
- ・ 補助対象となる従業員を雇用していること

ア 下記(7)及び(イ)をいずれも満たす者

(7) 資本金又は従業員数（常勤）が下表1の数字以下となる

【表1】

業種分類	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他（注1）	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業	5千万円	100人
小売業	5千万円	50人
ゴム製品製造業（注2）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5千万円	200人

注1：上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

注2：自動車又は航空用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。

(イ) 個人事業主又は会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）

イ 下表 2 のいずれかの形態である者

【表 2】

- ・ 企業組合
- ・ 協同組合
- ・ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

ウ 以下要件をいずれも満たす一般社団法人

- (ア) 直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者（同法第 2 条第 1 項に規定するもの）であること。
- (イ) 事業の内容が、構成員である中小企業者の共通の利益を増進することを目的としていること。

(2) 補助対象外となる者

下記に該当する者は対象外とします。

- ・ 中小企業等経営強化法の会社に該当しない以下の法人
社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団（法第 2 条第 2 項第 2 号に定めるものを除く）・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合等）、有限責任事業組合（LLP）
- ・ 国又は地方公共団体が出資している会社及び士業法人
- ・ 市税を滞納している者
- ・ 暴力団など反社会的団体の構成員又はそれらの関係者
- ・ その他市が補助金を交付することが不適当であると認められる者及び同事業を行う者

3 補助対象事業の要件

(1) 補助対象従業員

補助金の対象となる従業員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ・ 補助対象者に雇用期間の定めなく正規雇用されていること。
- ・ 県補助金の補助対象となる従業員の要件をすべて満たすこと。
- ・ 申請日において日本学生支援機構の奨学金の返済を遅延なく行っていること。ただし、学校卒業後 7 か月未満で奨学金の返済が開始されていないものについては、この限りでない。

- ・ 申請日の属する年度の末日において満40歳未満であること。
- ・ 申請日の属する年度の2月末日において、申請日と同じ中小企業に在籍していること。
- ・ 個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む。）と同居している親族でないこと。ただし、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合を除く。

(2) 補助対象外となる場合

下記に該当する場合は対象外とします。

- ・ 国、他の地方公共団体（兵庫県及び一般財団法人兵庫県雇用開発協会を除く。）又はその他の団体から、本補助金と目的を同じくする他の補助金等の交付を受けることが決定している場合
- ・ その他市が補助金の交付対象として不適切と認める場合

4 補助対象期間

(1) 補助対象期間

補助対象従業員1人につき、最長5年間（60か月間）

(2) 補助対象期間の延長

兵庫県の補助制度において補助期間が10年もしくは17年の適用を受ける補助対象企業は、最長10年間（120か月間）まで支援します。

（参考）兵庫県が定める認定を取得している場合、補助期間の延長が可能です。

最大補助期間	対象企業
5年（60か月）	市内に本社・本店（主たる事業所）がある中小企業等（個人事業主を含む）
10年（120か月）	補助対象企業の要件を満たし、次のいずれか2つ以上を取得した企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs 宣言企業 ・ フレッシュミモザ企業 ・ ワーク・ライフ・バランス宣言企業
17年（204か月）	補助対象企業の要件を満たし、次のいずれか2つ以上を取得した企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs 認証企業 ・ ミモザ企業 ・ ワーク・ライフ・バランス認定企業又はワーク・ライフ・バランス表彰企業

5 補助対象経費

(1) 補助対象経費

次に掲げる経費を支援します。

ア 企業向け

企業が就業規則等に基づき、従業員に支給した奨学金返済支援手当等(従業員の返済を代理返還した額を含む)の年間支給額。

イ 従業員向け

補助対象従業員が独立行政法人日本学生支援機構に返済する額から、企業の手当等の年間支給額及び県補助金の従業員向け支給額を差し引いた額。

(2) 重複受領の制限

上記補助対象経費について、国、他の地方公共団体（本補助金の活用前提となる兵庫県及び一般財団法人兵庫県雇用開発協会を除く。）又はその他の団体から、本補助金と目的を同じくする他の補助金等の交付を受けているとき、又は受けることが決定しているときは、重複して補助申請することはできません（補助対象外とします）。

(3) 補助対象となる経費

申請年度の4月1日～翌年2月末日までに、補助対象従業員に係る奨学金返済支援のために支給した手当等を対象とし、3月中に支給したものは補助対象外となります。

6 補助率及び補助金額

(1) 補助金額

上限6万円／年（補助対象従業員1人につき）

次に定める額の合計（1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て）とします。

- ・ 補助対象企業が当該年度の2月末日までに補助対象従業員に支給を完了した額から県補助金(企業向け)の支給額を差し引いた額の2分の1。(上限3万円／年・人)
- ・ 年間返済額から企業の手当等の支給額及び県補助金(従業員向け)を差し引いた額又は前号で定める企業への支給額のいずれか低い額。(上限3万円／年・人)

(2) 補助上限額

補助対象者1者につき20万円／年

(あんしんカンパニーとして表彰を受けた企業は上限額を30万円／年とします。)

(3) 補助額イメージ

従業員の年間返済額 24 万円で、その 2 分の 1 を企業が支援（支給）している場合

【企業向け市補助額】（上限 3 万円/年・人）・・・①

$$= (\text{企業支給額} - \text{県補助金額 (企業向け)}) \times \text{補助率}$$

$$= (12 \text{ 万円} - 6 \text{ 万円}) \times 1/2$$

$$= 3 \text{ 万円}$$

【従業員向け市補助額】（上限 3 万円/年・人）・・・②

$$= (\text{年間返済額} - \text{企業支給額} - \text{県補助金額 (従業員向け)}) \times \text{補助率}$$

$$= (24 \text{ 万円} - 12 \text{ 万円} - 6 \text{ 万円}) \times 1/2$$

$$= 3 \text{ 万円}$$

市補助額合計

$$= \text{企業向け市補助額①} + \text{従業員向け市補助額②}$$

$$= \underline{6 \text{ 万円}}$$

本人負担 24万円			
▼ 企業による奨学金返済支援			
企業負担 12万円		本人負担 12万円	
▼ 県による奨学金返済支援 企業、本人負担分にそれぞれ支援			
企業負担 6万円	本人負担 6万円	県補助金 12万円 (企業6万円+本人6万円)	
▼ 市による奨学金返済支援 県制度に上乗せ			
企業負担 3万円	本人負担 3万円	市補助金 6万円 (企業3万円+本人3万円)	県補助金 12万円 (企業6万円+本人6万円)

7 交付手続きの流れ

以下の流れで手続きを進めてください。

(1) 補助金交付までの流れ

①兵庫県(一般財団法人兵庫県
雇用開発協会)に交付申請

まず、兵庫県の補助金交付申請と交付決定が必要です。県制度の詳細は、兵庫県 HP 等で確認してください。

②兵庫県から交付決定の通知

③市に交付申請
(県交付決定通知後～12月末)

2026年12月末日まで

- ・補助金交付申請書
- ・市税調査に関する同意書(市が指定する様式)
- ・県補助金の交付決定に係る通知書の写し
- ・県補助金の申請時の提出書類の写し
- ・登記事項証明書等
- ・(必要に応じて)その他市長が必要と認める書類

④市から交付決定額の通知

申請内容を審査したうえ、補助金交付を決定し、通知書を送付します。

⑤市と兵庫県に実績報告
(手当額等確定～30日以内)

2027年3月中旬頃まで

- ・補助事業等実績報告書
- ・県補助金実績報告時の提出書類の写し
- ・(必要に応じて)その他市長が必要と認める書類
- ・補助金等交付請求書

⑥審査のうえ補助金額を決定
補助金の支払い

報告内容を審査のうえ補助金額確定通知書を送付し、指定口座に補助金を振込みます。

(2027年3月～4月)

⑦関係書類の保管
(翌年度から5年間)

当該補助金の交付決定を行った年度の翌年度から5年間は関係書類を保管してください。

8 申請方法

(1) 提出書類

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 市税調査に関する同意書（市が指定する様式）
- ・ 県補助金の交付決定に係る通知書の写し
- ・ 県補助金の申請時の提出書類の写し
- ・ 登記事項証明書等
- ・ （必要に応じて）その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

2026年12月末日【厳守】

- ・ 市補助金の申請には県補助金の交付決定が必要となりますのでお気を付けてください。
- ・ 上記の期間内であっても、補助金の予算残額がなくなった時点で受付を終了します。

(3) 提出方法

必要な申請書類をすべて揃え、以下、提出先に提出してください。

【申請窓口】 豊岡市環境経済課 経済政策係

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号（本庁舎2階3番窓口）

注：郵送、電子メールによる申請不可

9 申請・採択の制限等

(1) 応募の制限

1年度につき1者あたり1件まで

(2) 採択の制限

1年度につき1者あたり1件まで

(3) その他制限

補助対象経費について、国、他の地方公共団体（本補助金の活用前提となる兵庫県及び一般財団法人兵庫県雇用開発協会を除く。）又はその他の団体から、本補助金と目的を同じくする他の補助金等の交付を受けているとき、又は受けることが決定しているときは、重複して補助申請することはできません。

10 補助金の交付決定

補助金の交付決定

補助金等交付申請書に基づき、市が交付決定を行い、「補助金等交付決定通知書」を送付します。原則として、提出順に審査を行い、予算の上限に達するまで、交付決定を行います。

11 補助事業実施期間

2026年4月1日から2027年2月28日まで

2027年2月末日までに支給が完了した手当が対象となります。

12 実績報告・補助金交付

(1) 提出書類

- ・補助金実績報告書
- ・県補助金実績報告時の提出書類の写し
- ・(必要に応じて) その他市長が必要と認める書類
- ・(補助金確定額が交付決定と同額の場合) 補助金請求書

(2) 実績報告の期限

交付決定を受けた全ての対象従業員への支給額の確定した日から起算して30日以内
(例) 2027年2月20日に最後の手当支給が完了した場合、2027年3月21日が報告期限となります。

※期限内に実績報告がなかった場合、交付決定を取消します。

(3) 請求・補助金交付

市は、実施された補助事業の内容及び経費の内容を検査し、交付すべき補助金の額を確定した後、確定額を通知します。

補助金確定額が交付決定額と同額の場合、指定口座に補助金を振込みます。

※総事業費の20%を超える増減以外の変更がある場合は、変更申請の手続きが必要となります。

※報告時に補助の要件を満たしていないことが認められた場合は、「補助金等交付決定通知書」に記載した金額より交付額が少なくなる場合(交付決定を取り消す場合も含む)があるため、留意してください。

13 その他

本補助金のエントリーその他の手続きにあたり、次の事項を必ず確認してください。

(1) 本補助金の交付は、「豊岡市補助金等交付規則」、「豊岡市産業経済部が所管する補助金等交付要綱」及び本要領(以下、「交付規則等」という。)に基づき実施します。

補助金の不正受給等が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正内容の公表等や、5万円以下の過料に処せられる場合があります。

(2) 内容を精査した結果、交付決定した補助金額を下回る額で確定する場合があります。

(3) 本補助金は兵庫県の県補助金の上乗せ補助として実施するものです。県補助金の交付決定を受けていない場合は、本補助金の対象となりません。県補助制度の要件や手続きの詳細については、一般財団法人兵庫県雇用開発協会のホームページ等で必ず確認してください。

(4) 市補助金の活用例について

兵庫県及び本市の補助金額は、以下の表のとおり従業員の年間返済額や企業の支援制度によって変動します。社内規定を検討いただく際には、企業、従業員の皆さん双方にとって魅力ある制度となるようご配慮ください。

(単位：円)

従業員の 年間返済額	企業の 支援額	県補助金		市補助金		補助後の負担	
		企業向け	従業員向け	企業向け	従業員向け	企業	従業員
		(6万円まで)	(6万円まで)	(3万円まで)	(3万円まで)		
150,000	30,000	15,000	15,000	7,500	7,500	7,500	97,500
150,000	60,000	30,000	30,000	15,000	15,000	15,000	45,000
150,000	90,000	45,000	45,000	22,500	7,500	22,500	7,500
150,000	120,000	50,000	30,000	30,000	0	40,000	0
180,000	60,000	30,000	30,000	15,000	15,000	15,000	75,000
180,000	90,000	45,000	45,000	22,500	22,500	22,500	22,500
180,000	120,000	60,000	60,000	30,000	0	30,000	0
180,000	150,000	60,000	30,000	30,000	0	60,000	0
240,000	60,000	30,000	30,000	15,000	15,000	15,000	135,000
240,000	120,000	60,000	60,000	30,000	30,000	30,000	30,000
240,000	160,000	60,000	60,000	30,000	10,000	70,000	10,000
240,000	200,000	60,000	40,000	30,000	0	110,000	0

【問合せ先】

産業経済部 環境経済課 経済政策係
 電話番号：0796-23-4480
 E-mail：ecovalley@city.toyooka.lg.jp